

# 全養協通信

平成21年6月12日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会  
 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509  
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

## 国、厚生労働省の動き

### 1. 「全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議」開催（6月10日）～ 社会的養護の拡充等施策を説明～

平成21年6月10日、厚生労働省は、全国の都道府県・指定都市・中核市の児童福祉主管課長、子育て応援特別手当関係課長の参加のもと、標記会議を開催しました。

平成21年度補正予算の成立を受けて開催されるもので、平成21年度～22・23年度（事業により年限が異なる）の当該事業の考え方について、自治体担当者に説明がされました。

主に社会的養護にかかわる内容について、説明概要をお知らせします。今回同封している会議資料とあわせて参照ください。

## 会議開催の目的と主要事項

本会議は、補正予算の成立を受けて開催するもの  
 子育て応援特別手当が第1子まで拡充された

「安心こども基金」の拡充（1,500億円の積み増しを実施し、総額2,500億円に）

#### (1) 待機児童の解消

保育所の増設、拡充 賃借料補助、分園、最低基準を満たした認可外にも拡充  
 耐震化整備のための補助 市町村の財力が乏しいところに  
 家庭的保育事業の実施場所の賃借料補助

#### (2) すべての子育て家庭を対象にした事業への取り組み

地域の実情に応じた創意工夫をはかった事業展開をお願いする  
 適宜、好事例について情報提供をしていく

#### (3) ひとり親家庭への支援

#### (4) 社会的養護への支援の拡充

退所児童への就労支援を盛り込む  
 社会的養護関連施設の環境改善、職員の資質向上のための研修事業

平成21年度安心こども基金の配分額の算定方法

基本的に児童数に応じて算定、交付要綱は近日中（補正予算成立後の5月29日以降の施行日）に発出予定。

内閣府の「地域活性化・経済対策臨時交付金」の活用について

安心こども基金等の事業実施にかかわる地方公共団体の負担分を、この交付金から支出してほしい。内閣府から出ている活用事例集を参考に取り組みをお願いする。

## 入所児童への「子育て応援特別手当」支給方法

福祉施設入所児童への手当給付については、子どもの個人口座に振り込むのか、施設に支出して施設経費としての充当が可能か、との質問が寄せられているが、国からおってQ & Aで示す。

## 施設耐震化等

社会福祉施設等の耐震化等整備（5月28日・障害保健福祉部主管課長会議でも説明）について、耐震化整備は入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）が対象（保育所はすでに安心こども基金に積算済み）。

スプリンクラー整備、児童福祉施設としては乳児院が対象（面積基準等の諸条件があり）。

地上デジタル放送への対応、保育所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、放課後児童クラブ等（ただし公立を除く）が対象。

## 社会的養護の充実

### 共通事項

- ・就業支援に関する事業は平成23年度まで。ただし、施設等職員の研修に係る経費補助については平成22年度までの事業。
- ・きめ細かくの応援を念頭に、さまざまな事業を提案している。各自治体において、効果的な事業の議論を進めていただきたい。

### 児童養護施設の退所者等の就業支援

- ・基金の対象は平成23年度までだが、社会的養護においては青年期の子どもたちへの支援が課題となっているので、この期間に、地域において子どもたちを支える貴重な力を育てるとの趣旨で取り組みをお願いする。
- ・対象者の年齢については、国として一律には定めない。20歳までとしないのはもとより、地域の実情に応じて、場合によっては子どもたちの保護者に対しても就業支援を行ってほしい。

### 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

- ・対象となる事業は、5月29日の補正予算成立後の事業に限られる（本年4月開始事業等は対象外）。補助率は2分の1。
- ・学習環境改善事業の基準額については、地域小規模児童養護施設の単価をアップしている。これは本体施設との連携を視野に、業務を含めたITシステム等の構築を進めることを想定しているため。
- ・地域小規模児童養護施設においては、新設に限られる。賃借料については、敷金は対象外であるが、礼金は対象として可能。
- ・補助対象は社会福祉法人に限っていない。

### 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

#### <短期研修>

- ・3日～4日程度の宿泊研修を想定している。
- ・地域の実情に応じて実施する研修をはじめ、今年度から実施する基幹的職員研修、また国立武蔵野学院や子どもの虹研修情報センター等の研修を含めて、活用をはかられたい。

#### <長期研修>

- ・一定期間（1～3か月程度）児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別な関係を重視したケア等、専門性の共有のための実践研修の実施を想定。
- ・都道府県・指定都市、児童相談所設置市に1か所研修調整機関を設け、あっせんを行う。実施主体は共同実施も可能。各自治体において取り組みのくふうをされたい。
- ・障害児施設を含めると、児童関係施設は全国でおおよそ1,900か所ある。今回の補正予算で長期研修は1,000人の概数となっているため、2年間かけて、各施設1か所は長期研修の実施を想定できる。

以上